

備 考

平成24年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部 鳥獣対策課	産業振興推進部 鳥獣対策課
産業振興推進部 運輸政策課 産業振興推進部 公共交通課	産業振興推進部 交通運輸政策課